

新

「測る」報酬とスケールをチェック！

スケール

図1 バーセルインデックス (Barthel Index)

報酬

ADL維持等加算

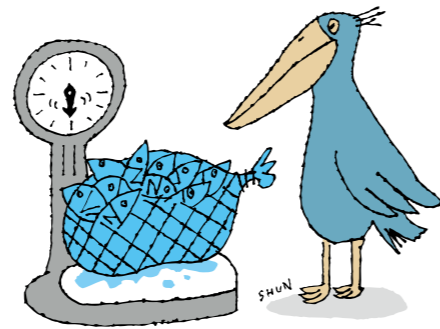
対象サービス： 通所介護、地域密着型通所介護
 (I) 3単位/月 (要件を満たせば次年度の1年間に全ての利用者について算定)
 (II) 6単位/月 (評価期間が終わった後もバーセルインデックスを測定・報告し続けている利用者のみ算定)
 ※ (I) (II) 各月でいずれか一方のみ算定可

使うスケール → バーセルインデックス

まずは、通所介護で導入された「ADL維持等加算」から。頑張っただけ良いサービスを提供して改善しても、報酬は下がってしまう。事業所の努力が無駄にならないように、また、努力するインセンティブになるように、成功報酬のあり方が議論されてきました。

介護報酬で初めてアウトカム評価が取り入れられたのは、2006年のこと。介護予防の通所系サービスで導入された「事業所評価加算」で、要支援状態の維持・改善の割合が一定以上になった場合を評価するものです。2015年には、通所・訪問リハで「社会参加支援加算」が導入。こちらはサービスからの卒業を成功として評価します。

このように、アウトカム評価はスケールが存在するリハ・介護予防系のサービスで順次取り入れられてきました。



食事であれば、自助具を使ってでも標準的な時間内に食べ終わられば「自立」で10点、おかずを切って細かくするなど一部介助が必要なら「部分介助」で5点です。また車いすからベッドの移動は、ブレーキやフットレストの操作も含めてすべて自分でできれば「自立」で15点、いずれかに介助や見守りが必要であれば「部分介助」で10点、ベッドから起き上がり座ることはできるが、乗り降りに介助が必要であれば「ほぼ全介助」で5点となります。

このバーセルインデックスを用いて、6カ月間のビフォーアフターを測定。評価するのは機能訓練指導員で、リハ職でなくてもかまいません。点数を計算し、単純に言えば維持・改善した人が、悪化した人より多い場合に算定できます。

データの信頼性を高めるために、計算式はちょっとややこしい。まず最初の月のバーセルインデックスを「事前BI」、6カ月目のバーセルインデックスを「事後BI」として、「事後

| | 点数 | 質問内容 | 得点 |
|----------------|----|------------------------------------|----|
| 1 食事 | 10 | 自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える | |
| | 5 | 部分介助（例えば、おかずを切って細かくしてもらう） | |
| | 0 | 全介助 | |
| 2 車いすからベッドへの移動 | 15 | 自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む | |
| | 10 | 軽度の部分介助、または監視を要する | |
| | 5 | 座ることは可能だが、ほぼ全介助 | |
| | 0 | 全介助または不可能 | |
| 3 整容 | 5 | 自立（洗面、整髪、歯磨き、髭剃り） | |
| | 0 | 部分介助または不可能 | |
| 4 トイレ動作 | 10 | 自立（衣服着脱、後始末を含む。ポータブルトイレは洗浄含む） | |
| | 5 | 部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する | |
| | 0 | 全介助または不可能 | |
| 5 入浴 | 5 | 自立 | |
| | 0 | 部分介助または不可能 | |
| 6 歩行 | 15 | 45m以上の歩行、補装具（車いす、歩行器は除く）使用の有無は問わない | |
| | 10 | 45m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む | |
| | 5 | 歩行不能の場合、車いすで45m以上の操作可能 | |
| | 0 | 上記以外 | |
| 7 階段昇降 | 10 | 自立、手すりなど使用の有無は問わない | |
| | 5 | 介助または監視を要する | |
| | 0 | 不能 | |
| 8 着替え | 10 | 自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む | |
| | 5 | 部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える | |
| | 0 | 不能 | |
| 9 排便コントロール | 10 | 失禁なし、洗腸、座薬の取り扱いも可能 | |
| | 5 | ときに失禁あり。洗腸、座薬の取り扱いに介助を要する者も含む | |
| | 0 | 上記以外 | |
| 10 排尿コントロール | 10 | 失禁なし、収尿器の取り扱いも可能 | |
| | 5 | ときに失禁あり。収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む | |
| | 0 | 上記以外 | |

BI-事前BI」の結果を「BI利得」とし、上位85%の人を計算対象とします。「BI利得」が0より大きければ「1」、0より小さければ「-1」、0なら「0」。最終的に、合計した数値が0以上の場合、つまり、改善の人が悪化の人より多い場合は、翌年1年間は全員に加算できることになります。

(I) (II) の2種類があり、(I) は要件を満たせばもらえるもので月3単位、(II) は評価期間終了後も評価を続けた場合の報酬で、報告すれば月6単位を算定できます。算定できるのはどちらか一方です。

よくなる利用者ばかりを選んではまわらないよう、算定できる集団にも条件があります。具体的には、要介護3以上の人が15%以上含まれていること、毎月1回以上、6カ月以上利用している人が20名以上——など。

加算の有無は、いずれ事業所の質の評価につながる可能性もありそうです。通所介護にはほかに、外部のリハとの連携を評価する「生活機能向上連携加算」も新設されました。手間をかけて、自立支援に取り組もうとしている事業所をケアマネジャーもぜひ評価してください。